

令和7年度「小規模離島における海洋深層水を活用した農林水産業振興調査事業」
に係る委託業務 企画提案募集要領

1.募集の趣旨

本事業では、本県の小規模離島における海洋深層水を活用した温度差発電（以下、O-TEC）の可能性調査結果（※別添「令和6年度小規模離島における海洋温度差発電可能性調査事業 最終報告書（概要版）」のとおり）を踏まえながら、温度差発電利用後の海洋深層水、表層水と当該離島の地域資源を活用した農林水産業振興の可能性を調査し、今後の離島農林水産業振興の参考となる資料を作成する。そのため、次の2つの事項を事業目的とする。

（1）久米島町においては、沖縄県海洋深層水研究所から海洋深層水及び表層水の譲渡を受けることにより、水産業をはじめとした各種の企業誘致につながっている。

その実態を調査するため、久米島町における沖縄県海洋深層水研究所からの海洋深層水及び表層水譲渡による経済性やコスト計算を実施する。また、全国や世界各国における、海洋深層水利用による産業振興の現状を調査する。調査結果を踏まえ、離島である久米島町における好事例を、他の県内離島町村へ横展開の可能性について調査・検討する。

（2）本県の離島における再エネ導入拡大を目的とし、沖縄県は令和6年度に「小規模離島における海洋温度差発電導入可能性調査事業」を実施したところである。当該事業においては、小規模離島におけるO-TECの導入可能性調査を実施した。

海洋深層水は、O-TEC使用後であっても冷温性、清浄性及び富栄養性の特徴があり、海域へ直接放流することは環境負荷が過多となることから、農林水産業等へ多段利用することが、経済性向上や環境負荷低減に有効とされている。

そのため、上記（1）の結果及び令和6年度の調査結果を踏まえ、O-TEC設置適地とされた離島における、海洋深層水多段利用による農林水産業振興について、調査・検討する。

2.応募参加資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす企業又は団体であること。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たしていること。
- （2）単独で本業務を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店を設置している法人であること。複数の事業者で本業務を実施する場合には、沖縄県内に本店又は支店を有する事業者が必ず1社以上参加していること。
- （3）沖縄県農林水産業及び関連産業振興に関する基本的な知識があり、本企画提案と類似の提案における受託実績を有している企業・団体であること。
- （4）別添仕様書の趣旨に則るとともに、県の施策等を十分理解し、本業務の実施にあたって県と密接に連携できること。
- （5）当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を1名以上、コンソーシアムにあたっては、それぞれ1名以上の主たる担当者を割り当て、

十分な遂行体制がとれること。

(注) 地方自治法施行令第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

3. 応募方法等

(1) 参加申込

① 申込期間 : 令和7年4月21日（月）～5月15日（木）17:00

② 提出書類 : 参加申込書 【様式1】

③ 提出方法 : 持参・郵送またはEメール

※郵送で提出する場合は到着確認が可能な手段をとるものとし、提出期限内の必着とする。

※郵送以外の申請については、必ず受信確認を行うこと。

※コンソーシアムでの応募の場合、代表事業者が応募を行うこと。

(2) 企画提案

① 提出期限 : 令和7年5月16日（金）17:00

② 提出書類 : 応募申請書 【様式2】

企画提案書及び応募書類一式【様式3～7】（下記5.参照）

③ 提出方法 : 持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、必ず到着確認を行い、提出期限内の必着とすること。

(3) 質問がある場合は、**令和7年5月8日（木）17:00**までに質問書【様式9】をEメールにより提出すること。（受信確認必須）

回答は、5月14日（水）までに当課ホームページへの掲載をもって回答とする。

※問い合わせ先は、下記13.を参照

4. 提案内容の要件

企画提案仕様書を参照すること。

5. 提出物

(1) 参加申込書 【様式1】

(2) 応募申請書 【様式2】

(3) 企画提案書 【様式3】

- (4) 会社概要書 【様式 4】
- (5) 積算書 【様式 5】
- (6) 実績書 【様式 6】
- (7) 誓約書 【様式 7】

(8) 参考資料（必要に応じて）

※コンソーシアムの場合は、構成員ごとに【様式 4】【様式 6】【様式 7】を作成するとともに、【様式 8】コンソーシアム協定書の写しを添付すること。

※【様式 4】会社概要書には 2 期分の決算書も添付すること。コンソーシアムの場合は、全構成員分添付すること。

※提出部数：応募申請書 1 部、その他については各 8 部（原本 1 部 + 原本写し 7 部）

※コンソーシアムの場合の書類の綴りは、各企業毎ではなく、様式の順番に綴ること。それぞれ様式毎にまとめて綴ること。

- （例） ○ 様式 4（企業 A、企業 B）、様式 5（企業 A、企業 B）
 × 企業 A（様式 4、様式 5）、企業 B（様式 4、様式 5）

6.企画書等の体裁

- (1) 原則として、A4判、縦、左綴りとする。

特に、【様式 3】企画提案書については、書式、枚数等については自由とするが、必ずページ番号を付すこと。内容は、仕様に沿って簡潔・明瞭に記載し、膨大とならないこと。

7.プレゼンテーション審査

- (1) 日時 ： 令和 7 年 5 月 27 日（火） 予定
- (2) 場所 ： 沖縄県庁 9 階第 4 会議室 予定
- (3) 提出された提案書、プレゼンテーション配布資料に基づき説明すること。
 ※審査会当日の追加資料の提出、配布は一切認めない。ただし、これを踏まえた上で、パソコン・プロジェクターによるプレゼンテーションは許可する。
 パソコンの使用については、事前に連絡すること。
- (4) 審査会場への入場者は 3 名以内とし、各々 20 分間（プレゼンテーション 10 分、質疑応答 10 分）でプレゼンテーション審査を行う。
- (5) プレゼンテーションを行う日時・場所については、令和 7 年 5 月 21 日（水）までに連絡を行う。

8.審査方法

- (1) 応募数が 4 社以上の場合は、農林水産総務課において、一次審査（書類審査）を行い、上位 3 社について二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。応募者が 3 社以下の場合は、一次審査として応募資格等要件の適合を確認したのち、適格者全てを二次審査の対象とする。
- (2) 二次審査においては、沖縄県農林水産部農林水産総務課に設置する企画提案書審査会において、各社のプレゼンテーションについて、応募参加資格や業務遂行能力等の

視点から検討を加えた後、採点する。

※プレゼンテーション審査にかえて書面審査を行う場合があります。変更内容については、二次審査対象者に連絡する。

- (3) 一次審査の結果と二次審査で各審査委員のつけた順位をポイントとして集計し、最もポイントの小さい申請者を上位として、審査委員会で総合的に判断し、当該業務の企画提案入選順位を決定する。

※なお、今回の募集は企画提案入選順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。

- (4) 審査結果は、二次審査を行った全ての業者に文書で通知するとともに、沖縄県農林水産部農林水産総務課において、閲覧による公表を行う。

公表を行う事項は以下のとおりとする。

ア 最優秀提案事業者とその評価点

イ 全提案事業者の名称 ※申込順に記載

ウ 全提案事業者の評価点 ※得点順に記載

エ 最優秀提案事業者の選定理由

オ その他

- (5) 審査過程において記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも欠格とする。

9.評価基準

(1) 基本認識

沖縄県の農林水産業の現状や課題、現場の状況等の基本的認識を有しているか

(2) 企画提案書の内容

ア 事業目的の理解度

本事業の目的に適切に対応した提案になっているか。

イ 提案内容の優良性

提案内容は事業テーマに応じて、明確性、具体性、妥当性、現実性を伴っているか。

ウ 事業実施計画の妥当性

実施スケジュール、事業実施手順・手法は妥当であるか。

(3) 業務遂行体制・業務実績の評価

ア 事業を的確に遂行するために必要な実施体制（人員配置、対応人数）、役割分担、責任体制が明確になっているか。

イ 類似業務等実務実績は十分か。

10.スケジュール

令和7年	4月21日（月）	公募開始
	5月8日（木）	質問締切
	5月15日（木）	参加申込締切
	5月16日（金）	企画提案締切

5月27日予定	プレゼンテーション審査
5月下旬	審査・採択決定
5月下旬～6月上旬	契約

11. その他留意事項

- (1) 書類提出においては、使用する言語及び通貨を日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 事業の実施において、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (3) 提出書類の作成・提出、ヒヤリング、プレゼンテーション等への出席に要する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (4) プレゼンテーションに際して、3(2)の期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び当日の追加資料の提出は一切受け付けない。ただし、提案書を踏まえた上で、パソコン、プロジェクターによるプレゼンテーションは許可します。その場合は、事前に申し出てること。
- (5) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過については公表しない。
- (6) 企画提案書は1事業者（コンソーシアム）につき1件とする。
- (7) その他詳細は、企画提案仕様書のとおりとする。

12. 委託企業決定後の業務執行について

- (1) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (2) 業務の実施にあたっては、県と随時実施内容を協議しながら進めていくものとし、提案内容すべての実施を保証するものではない。
- (3) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は県と協議すること。

※契約保証金について（抜粋）

101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、

契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて誠実な担保が提供されるとき。

13.お問い合わせ、参加申込書・質問書・応募申請書提出先

沖縄県農林水産部 農林水産総務課 研究企画班

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（県庁9階）

電話番号：098-866-2254 FAX：098-866-2265

Eメール：aa040002@pref.okinawa.lg.jp

担 当：狩俣、山口